（利子補給金の支給に関する事項）

第四条　利子補給金の支給は実施しないものとする。

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第五条　ツーステップ・ローン（法第十一条第二項第一号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）については、第三条第一号から第六号までに掲げる者を対象として指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は三億円とし、同時期に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が実施する金融環境変化対応資金と同条件（ただし、金利についてはこの限りでなく、制度の趣旨にかんがみ、適切に定めるものとする。）の貸付け等に限るものとする。

二　第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件（ただし、金利についてはこの限りでなく、制度の趣旨にかんがみ、適切に定めるものとする。）の貸付け等に限るものとする。

三　第三条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質にかんがみ、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合はこの限りでない。

四　前号に定める特定資金の貸付け等のうち、円滑な資金供給を行うことを目的として、協働して貸付け等に取り組むことをした他の金融機関からの申込みに基づいて実施するものについては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に行うことができる。

イ　指定金融機関が協働して貸付け等に取り組む金融機関については、指定金融機関が、あらかじめ業務の実施体制及び実施方法を確認し、協働して取り組む旨を公表したものであること。

ロ　当該金融機関が支援する者を対象とする特定資金の貸付け等であって、当該金融機関からの新たな貸付け等の金額が特定資金の貸付け等の金額以上であること。

五　第三号に定める特定資金の貸付け等のうち、コミットメント・ライン契約（一定の期間及び貸付けの極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与する契約をいう。以下同じ。）を締結して行う場合においては、コミットメント・ライン契約は次の要件を満たすものでなければならないものとする。

イ　他の金融機関等と既に、又は同時に締結したコミットメント・ライン契約を補完することを目的とし、かつ、当該他の金融機関等が当該コミットメント・ライン契約に基づいて原則として極度額まで貸付け等を行い、又は行っている場合に限り貸付けを行うこととするものであること。

ロ　極度額は五百億円を、契約期間（当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる一定の期間をいう。）は一年を、それぞれ超えないこと。

六　第三号に定める特定資金の貸付け等のうち、社債（短期社債を除く。）の取得については、社債の発行条件、発行者の信用力等を勘案し、適当と認められる場合において、その募集額の一部に係る応募により取得するものとする。

七　第三条第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、償還期限が五年以上二十年以下の貸付けとするものとする。

八　第三条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、当該大企業に、資金繰り等が悪化している関連事業者への資金融通を行わせることを目的として実施するものとする。

九　第三条第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、格付が一定格以上の短期社債の取得であって、公庫からの信用供与に係る金利に指定金融機関の経費率等を上乗せした金利を取得金利の下限とする短期社債ディーラー経由オークション方式等によるものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第六条　損害担保取引（法第十一条第二項第二号に規定する補てんをいう。以下同じ。）については、第三条第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる者を対象として指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、公庫及び他の指定金融機関から調達する資金を合計して三億円とし、同時期に公庫が実施する金融環境変化対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

二　第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、公庫及び他の指定金融機関から調達する資金を合計して七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

三　前二号に定める場合においては、短期貸付けにあっては平均貸付期間を一年以内とし、長期貸付けにあっては平均貸付期間を五年以内とするものとする。

四　第三条第三号及び第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、次に定めるところによるものとする。

イ　中堅企業（資本金十億円未満の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び令第四条第二号イからリまでに掲げる者並びに特別目的会社を除く。）及び資本金十億円以上の法人であって令第四条第二号ヌに掲げる者をいう。以下同じ。）に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復しがたい損失を被ることが想定される中堅企業に対する特定資金の貸付け等であって、特定資金の貸付け等の額が二十億円以下の長期運転資金又は設備資金に係るものに限るものとする。

ロ　大企業（中堅企業及び中小企業者等以外の法人をいう。以下同じ。）に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、国際的な金融秩序の混乱等により、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復しがたい損失を被ることが想定される大企業に対する長期運転資金又は設備資金に係る特定資金の貸付け等であって、指定金融機関が損害担保取引なしではツーステップ・ローンを財源とする特定資金の貸付け等、又は保証（法第二条第五号に規定する債務の保証のうち、危機対応業務として行うものをいう。以下同じ。）による特定資金の貸付け等の実施ができない状況にある大企業に対するものであって、以下のいずれかの要件を満たす大企業その他の国民生活の向上、国民経済の成長に及ぼす影響が大きい等と判断される大企業に対するものに限るものとする。

(1)　地域経済における雇用の割合が高いこと等により、当該地域における経済的貢献度が高い等と判断される企業であること。

(2)　下請企業等関連産業が幅広い企業又はこうした企業の事業の継続に不可欠な企業であること。

(3)　高い技術又は高い専門的知識を有するなど、経済活力の維持を図るために不可欠である企業であること。

(4)　生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で必要となる企業であること。

ハ　第二条に規定する実施期間の終了日時点における、ロに定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補てんの額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた大企業向け長期資金の貸付け等（国際的な金融秩序の混乱に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額の概ね三割以内に限るものとする。

五　第三条第六号に掲げる者を対象とする貸付け等については、前条第一項第九号に掲げる特定資金の貸付け等であって、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

イ　深刻な経済危機等に際して指定金融機関が短期社債の取得のリスク補完を通常の手段で行うことが困難である場合等であって、原則として三十億円以上の短期社債の取得であること。

ロ　短期社債の取得に付与した損害担保取引に係る補てんの額の残高が、指定金融機関ごとに、危機対応業務により取得した短期社債の直近の損害担保取引を付与した時点における残高の三割以内であること。

2　株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件（平成二十年財務省・農林水産省・経済産業省告示第一号）第四条第二号における主務大臣が別に定める場合とは、対象債権が前項第四号イに規定する中堅企業に係るものである場合とする。